

## 板橋区専門養育家庭制度実施要綱

(令和4年6月30日区長決定)

(通則)

第1条 この要綱は、要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）のうち、一定の専門的ケアを必要とする児童を、養子縁組を目的とせずに、家庭的な環境の下において、より個別的、専門的な処遇を行うため、期間を定めて専門養育家庭に委託し、養育する板橋区専門養育家庭制度について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「専門養育家庭」とは、要保護児童のうち、一定の専門的ケアを必要とする児童を、養子縁組を目的とせずに、一定期間養育する専門性を備えた里親として、板橋区長（以下「区長」という。）の認定を受け、養育家庭名簿に登録された者をいう。

(専門養育家庭への委託の対象となる児童)

第3条 専門養育家庭への委託の対象となる児童は、要保護児童のうち、次に掲げる要件を全て満たす児童とする。

(1) 次に掲げるいずれかに該当すること

- ア 児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けていること
- イ 知的障がいがあり、かつ、一定の行動障がいがあること
- ウ 身体若しくは精神の障がいがあること
- エ 非行等の問題があること

(2) 前号に掲げる事象に起因し、心理指導、面接等のための板橋区子ども家庭総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）への通所、治療のための通院等専門機関における継続的なケアが必要であること。

(3) 家庭又は地域社会での生活が可能であること。

(申請及び家庭調査等)

第4条 専門養育家庭を希望する者（以下「専門養育家庭希望者」という。）は、板橋区児童福祉法施行規則（昭和40年3月31日東京都板橋区規則第12号）第17条第1項に基づき、板橋区子ども家庭総合支援センター所長（以下「子ども家庭総合支援センター

所長」という。)を經由して、区長に申請書(板橋区児童福祉法施行規則第19号様式)及び必要書類(以下「申請書等」という。)を提出する。

2 子ども家庭総合支援センター所長は、専門養育家庭希望者から申請書等を受理したときには、当該専門養育家庭希望者について家庭訪問を行い、その適否について十分な検討を行った上、当該申請書等に家庭調査書及び専門養育家庭研修の修了証の写しを添付して区長に進達する。

3 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容の審査を行い、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第29条の規定により、板橋区児童福祉審議会の意見を聴き、適当と認めたときは、専門養育家庭として認定し、里親登録簿に所定の事項を登録するものとする。

(候補児童の選定)

第5条 子ども家庭総合支援センター所長は、専門養育家庭に委託することが適当な児童(以下「候補児童」という。)の選定について、次のとおり行う。

- (1) 当該児童の養育家庭、児童養護施設、乳児院、一時保護所等での生活状況を十分考慮すること。
- (2) 事前に児童心理司と連携を取り、必要に応じて、精神科医等の所見を受けること。

(専門養育家庭の選定)

第6条 子ども家庭総合支援センター所長は、援助方針会議で決定した候補児童に対し、候補児童の養育に最も適合する専門養育家庭を選定するよう努める。

(候補児童との引き合わせ及び交流)

第7条 候補児童の委託先として選定された専門養育家庭と候補児童との引き合わせ及び交流は、総合支援センターが候補児童を担当する児童相談所と連携して行う。

2 前項の交流中の観察、指導等は、総合支援センターと候補児童を担当する児童相談所が連携して行う。

3 子ども家庭総合支援センター所長は、交流中の状況を十分に把握し、適当と認められるときに委託措置を行う。

(児童の委託期間及び人数の上限)

第8条 専門養育家庭への委託期間は、原則として2年とする。ただし、児童を措置する児童相談所長が必要と認めたときは、前項の規定に関らず、専門養育家庭としての委託の更新をすることができる。

- 2 子ども家庭総合支援センター所長は、第5条の規定に基づき、委託期間満了の日までに委託された児童の養育状況の見直しを行い、当該児童が専門養育家庭への委託対象児童（以下「専門養育家庭委託対象児童」という。）としての要件を欠くと判断した場合は、養育家庭としての委託に変更する等適切な措置を行う。
- 3 専門養育家庭が同時に養育する専門養育家庭委託対象児童の人数は、2人を超えることができない。また、同時に里親として養育する児童（以下「委託児童」という。）の人数は4人以下とし、委託児童の人数と実子等それ以外の児童の人数の合計は、6人を超えることができない。
- 4 子ども家庭総合支援センター所長は、専門養育家庭に2人目の専門養育家庭委託対象児童を委託する場合には、1人目の児童を措置している児童相談所長と協議し、原則として、1人目の専門養育家庭委託対象児童が十分に安定し2人目の専門養育家庭委託対象児童の受入れについて了承しているか、又は1人目の専門養育家庭委託対象児童について家庭復帰のための準備や調整が本格的に始まった時期とする。

（委託の変更）

第9条 子ども家庭総合支援センター所長は、専門養育家庭が同時に養育家庭として登録している場合において、現に養育家庭への委託が適当である児童として委託した児童に関し、その後の状態の変化により、専門養育家庭委託対象児童として措置する必要があると子ども家庭総合支援センター所長が認めるときは、養育家庭としての委託を解除し、専門養育家庭としての委託とすることができる。

- 2 子ども家庭総合支援センター所長は、現に専門養育家庭委託対象児童として委託した児童が、その後の変化により、所長が専門養育家庭委託対象児童としての要件を欠くと判断したときは、専門養育家庭としての委託を解除し、養育家庭としての委託とする。

（指導、助言等）

第10条 子ども家庭総合支援センター所長は、専門養育家庭に対し児童の養育について必要な指導、助言等を行う。児童を措置する児童相談所においては、児童福祉司が児童心理司と連携して指導助言を行い、必要に応じて精神科医等の面接、助言を受けるものとする。

- 2 専門養育家庭は、原則として毎月1回以上総合支援センターに来所することを求める等により、養育状況を報告するとともに、必要な指導、助言等を受けるものとする。

（関係自治体との連携）

第11条 子ども家庭総合支援センター所長は、第6条に規定する専門養育家庭の選定に当たり、東京都（以下「都」という。）及び他の児童相談所設置市である特別区（以下「他区」という。）に専門養育家庭の推薦を依頼する場合は、以下のとおり取り扱う。

（1） その候補児童の情報を、都及び他区に送付し、専門養育家庭の推薦を依頼する。

（2） 子ども家庭総合支援センター所長は、前号の規定により推薦された専門養育家庭があった場合は、選定に当たり、当該専門養育家庭の居住地の児童相談所長の意見を聴く。また、当該専門養育家庭が、現に別の児童を受託している場合は、その児童を措置する児童相談所長の意見を併せて聴く。

2 子ども家庭総合支援センター所長は、都又は他区から専門養育家庭の選定依頼があった場合で、適当と認められる専門養育家庭がいるときは、当該専門養育家庭の同意を得た上で、選定依頼のあった都又は他区に当該専門養育家庭の情報を送付する。

3 前2項の規定に基づき、総合支援センターは、関係自治体と連携し、児童と専門養育家庭の引き合わせ及び交流を行う。

4 第8条第4項の規定により、1人目の委託児童が都又は他区から措置されている場合は、その委託児童を措置する児童相談所長と協議した上で、2人目の委託を決定することとする。

5 前各項に規定するもののほか、都と区の間又は他区と区の間での相互委託に当たり、必要な事項は別に定める。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、専門養育家庭制度の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。